

別紙

処 分 説 明 書

1 処分者	
職 氏名 _____ 印	
2 被処分者	
離職時の所属	氏名（ふりがな） _____
離職時の職	離職時の級及び号給
採用年月日 年 月 日	離職年月日 年 月 日
3 処分の内容	
処分発令日 年 月 日	処分説明書交付日 年 月 日
根拠条項	処分の対象となる手当
刑事事件との関係 起訴日 年 月 日 逮捕日 年 月 日	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第3条の4の規定による人事委員会との協議の終了日 年 月 日
処分の理由 (思料される犯罪に係る罰条： _____)	
(教示) 1 この処分についての審査請求及び処分の取消しの訴え (1) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。 (2) この処分についての処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は「被告を代表すべき者」となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 2 職員の給与に関する条例第16条の6第2項及び期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定により、審査請求をすることができる期間が経過した後においては、この処分が行われた後の事情の変化を理由に、処分者に対し、この処分の取消しを申し立てることができます。 3 この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止められている期末手当又は勤勉手当が支給されます。	

- (1) この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくこの処分に係る期末手当又は勤勉手当の基準日から起算して1年を経過した場合（ただし、被処分者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。）
 - (4) 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当又は勤勉手当の支給を差し止める必要がなくなると認める場合
- (備考)「被告を代表すべき者」は、任命権者（鳥取県警察本部にあっては、鳥取県公安委員会）とすること。